平成２３年（フ）第３６８号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番７―506号
債務者　小島　　誠（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６９号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番７―506号
債務者　小島　優子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２７号
札幌市白石区東札幌２条６丁目10番11号
コーポ・ビー・アンビシャスＮｏ．１―１号
債務者　村上　俊男
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９４号
札幌市厚別区厚別西１条１丁目８番18号
カームスクエアＣ―202
債務者　木村　美穂
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０３号
北海道恵庭市文京町２丁目２番25号
債務者　坂東恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０８号
札幌市西区西町南15丁目２番13号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０１号
北海道石狩市花川南１条２丁目275番地　ＭＥＺＯＮ　ＷＩＮＺＡＲ202号
債務者　池下　壽子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０７号
札幌市西区発寒１条３丁目２番２号　シルキーハイツ琴似公園Ⅱ―201号
債務者　青木　靭榮
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２５号
札幌市東区北39条東14丁目４番16号　ピーチハウス102号
債務者　小玉　絵里
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４号
北海道紋別市落石町１丁目９番４号
債務者　小松　　司
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第６５５号
群馬県伊勢崎市新栄町3833番地４　市営住宅2653
債務者　間世田志津雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５６号
群馬県伊勢崎市新栄町3833番地４　市営住宅2653
債務者　間世田良子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
群馬県伊勢崎市緑町６番１号　ユニーブル伊勢崎セントラルエアタワー401
債務者　鈴木　政浩
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０３号
群馬県渋川市吹屋75番地８
債務者　森田　宏美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
群馬県前橋市国領町２丁目９番５―203号
国領ハイツ
債務者　齊藤　　亮
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
群馬県前橋市滝窪町885番地13
債務者　下田　雪男
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
群馬県伊勢崎市山王町213番地４
債務者　梅堀　恵佑
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所